

平成30年10月5日

厚生保健委員会

健康福祉部 佐久間病院

### 佐久間病院医業収益の債権放棄について

#### 1 債権放棄の趣旨

佐久間病院の医業収益（診療報酬）のうち未収となっているもの（債権）については、電話及び訪問による催告などを行い、回収に努めている。しかしながら、滞納者の多くは収入不安定で生活に困窮しているなどの理由により徴収が困難な状態となっている。

このうち、債権放棄が妥当と思われる2件の債権について債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、承認を得たことから当該2件の債権を放棄することとした。

2 放棄年月日 平成30年9月13日

3 放棄件数・金額 2件 214,740円

#### 4 債権放棄の内容等

	氏名	滞納額(円)	放棄理由(条例第12条第1項中の適用条項)
1	天竜区佐久間町 A氏	入院(2日) 32,530円	低収入(第1号)
		外来(15日) 88,150円	自己破産(第2号)
2	天竜区佐久間町 B氏	外来(17日) 94,060円	自己破産(第2号)
	計	214,740円	

※上記2名の債権者は平成30年1月11日に破産手続き開始及び同時に破産手続き廃止決定され、平成30年3月13日に免責決定されている。

## 【参考】

### 浜松市債権管理条例抜粋

(その他の債権の放棄)

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長等が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。